

第9章 廃棄物処理対策

第1節 廃棄物の排出等の状況

第1 産業廃棄物の排出実態

近年、経済・社会活動の発展、特に第二次産業の伸展に伴って排出される産業廃棄物の量は増加する一方、その質においても多様化の傾向を示し、有害物質や処理困難な物質を含むものが多くなっている。

特に著しく都市化が進み、狭小過密な府域では内陸部に廃棄物の処分地を確保することは限界に達し、廃棄物の適正な処理が困難となり、このため不法投棄等を誘発するなど、正常な都市機能を阻害する原因ともなっている。

府が実施した調査によれば、府下で排出される処理計画対象廃棄物量（産業廃棄物、廃土砂、市町村清掃残渣）は、昭和48年度においては1カ月に約694万トンとなってい

1 種類別排出量

種類別排出量は、汚でいが234万トンと全体の33.8%を占め、次いで廃酸175万トン(25.2%)、建設廃材及び廃土砂160万トン(23.1%)、廃アルカリ64万トン(9.1%)の順となっている(図3-9-1)。

また、汚でい、廃酸、廃アルカリ等液状のものが479万トンで全体の69%を占めている。これは廃棄物は排出源でとらえるという廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の趣旨に従い、液状の廃棄物については含水率の高低にかかわらず廃棄物としては扱ったためである。

2 排出源別排出量

排出源別排出量は、製造業が305万トンで全体の44.0%を占め、次いで上下水道事業等の都市施設から排出されるものが198万トンで28.7%を占め、これらで全体の約73%を占めている(図3-9-2)。

3 地域別排出量

地域別にみると、大阪市地域が308万トンで全体の44.3%を占め、次いで東大阪地域189万トン(27.3%)、南大阪地域111万トン(16.0%)、北大阪地域86万トン(12.4%)の順となっている(図3-9-3)。

図3-9-1 種類別排出量

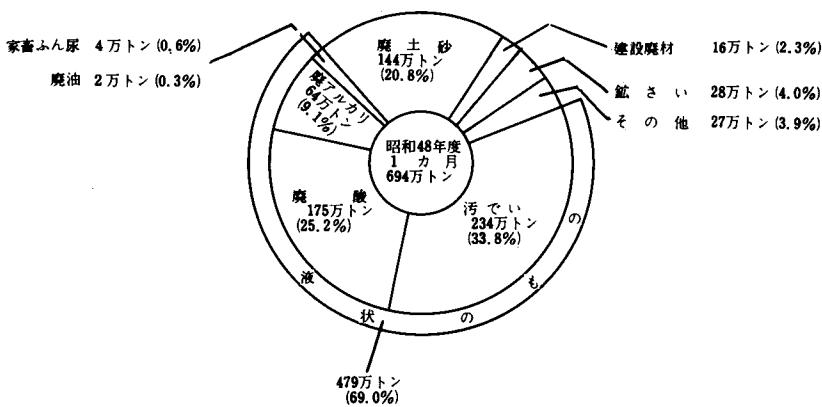


図3-9-2 排出源別排出量

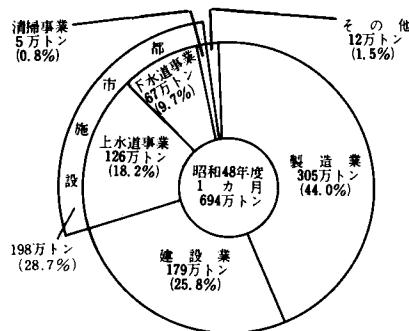
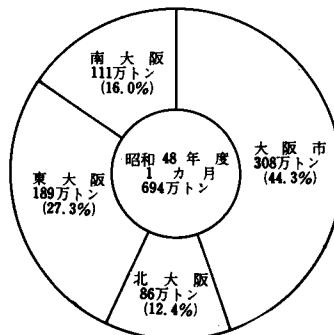


図3-9-3 地域別排出量



第2 一般廃棄物の現況と処理実態

生活水準の高度化に伴い、日常の生活活動によって排出される一般廃棄物の量は年々増加の傾向を示し、市町村が廃棄物処理法第6条の規定に基づいて行う一般廃棄物の計画収集量は、昭和49年度には約260万トンに達し、その処理区分は、焼却処分によるものが約205万トンと78.6%を占めているが、これの大部分は市町村直営の焼却場において処理されていると考えられる(図3-9-4及び図3-9-5)。

図3-9-4 ごみ処理状況の推移

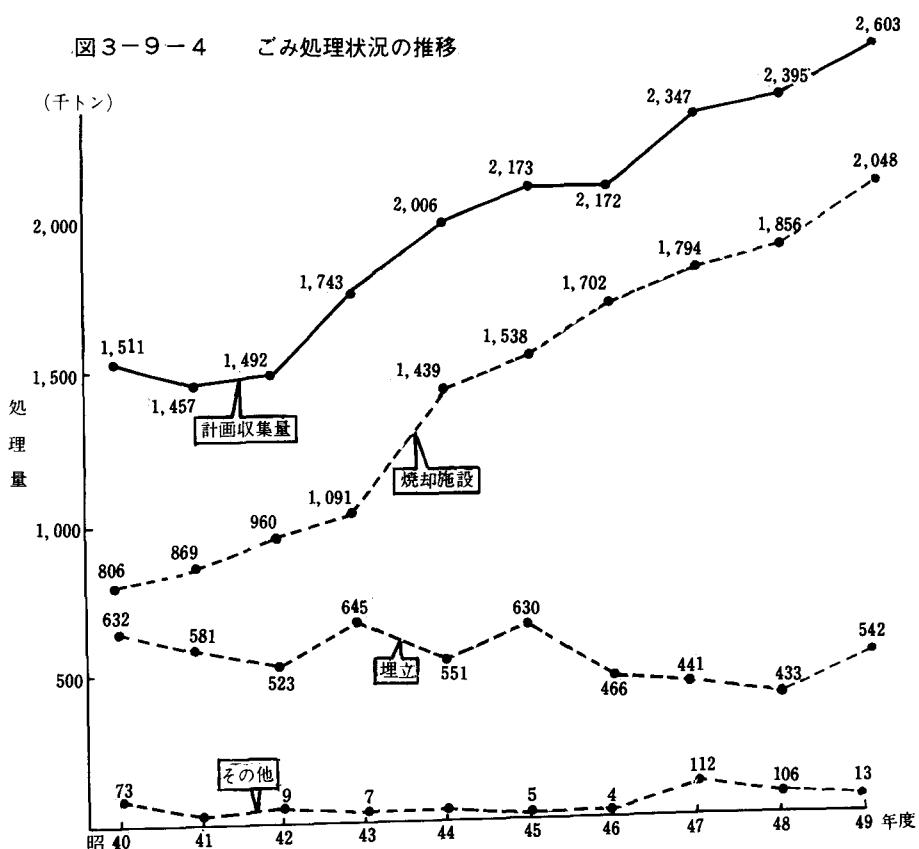
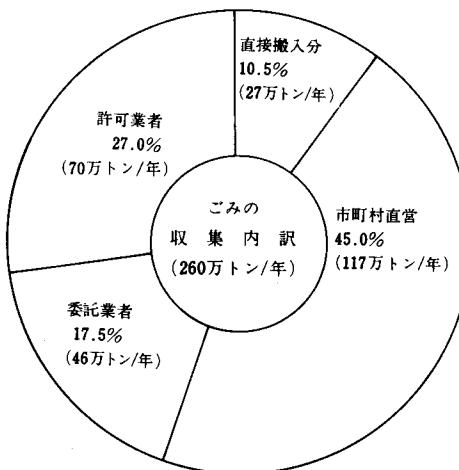
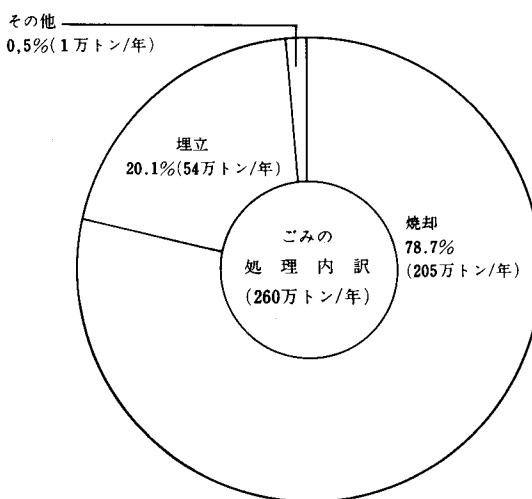


図3-9-5 ごみ処理の区分（昭和49年度）



第2節 産業廃棄物処理対策

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物処理法及び昭和49年7月に策定した大阪府産業廃棄物処理計画に基づき、次のような対策を推進した。

第1 広域処理対策事業の推進

1 堺第7-3区のえん堤等整備事業

広域的な立場から産業廃棄物の最終処分地を確保するため、堺第7-3区（約280万m³）において、引き続き海面埋立処分施設（えん堤）整備事業を実施したが、昭和50年度の事業の概要是次のとおりである（表3-9-1）。

表3-9-1 えん堤等整備事業の実施状況

（単位：千円）

区分 事業 名	全 体 計 画		昭和49年度まで施工済		昭 和 50 年 度 施 工	
	事 業 内 容	事 業 費	事 業 内 容	事 業 費	事 業 内 容	事 業 費
用地造成	65,000m ³	1,720,600	65,000m ³	1,720,600	—	—
えん堤 第1期	820m	1,645,400	820m	1,645,400	—	—
えん堤 第2期	上部工 3,580m 下部工 3,526m	15,904,271	上部工 1,743m 下部工 2,562m	7,570,271	上部工 670m 下部工 685m	3,016,000
中仕切り堤	1,105m	1,734,729	1,105m	1,734,729	—	—
検収所	用 地 1,200m ³ 建 物 118m ³	22,517	用 地 1,200m ³ 建 物 118m ³	22,517	—	—
合 計		21,027,517		12,693,517		3,016,000

2 堺第7-3区における最終処分事業の実施

堺第7-3区における産業廃棄物の広域処理対策事業は、財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として次の事業を実施した（表3-9-2）。

表3-9-2 最終処分事業の内容

対象廃棄物	対象事業	対象地域	処分計画	受入実績
廃土砂・がれき及び これらに類するもの	公共事業 民間事業	大阪府全域	車両台数 1日 500台以内	466,202トン

第2 大阪産業廃棄物処理公社の事業

財団法人大阪産業廃棄物処理公社は府域における産業廃棄物の広域処理を主要事業としており、昭和50年度において同公社が実施した事業は、①堺第7-3区における最終処分事業の実施、②大阪市北港における最終処分事業の計画及び実施、③廃棄物の中間処理に関する情報収集などである。なお、同公社に対しては補助金を交付してその事業の円滑な推進を図った。

第3 事業者指導の強化

産業廃棄物の適正処理については、事業者処理責任の原則に基づき事業者指導を強化してきたが、昭和50年度においては、昨年度に引き続き、製造業のうち処理困難な廃棄物を排出する事業所及び廃棄物を多量に排出する事業所など2,813事業所を重点対象として、廃棄物処理法第18条に基づく産業廃棄物の処理に関する報告書の徴収、立入検査等を実施した。

また、有害物質に係る産業廃棄物の実態を把握するため、有害物質関連事業所1,036カ所について報告の徴収と立入検査を行った。

昭和50年度における産業廃棄物処理施設設置届出書の受理件数は36件であった（表3-9-3）。

表3-9-3 産業廃棄物処理施設設置の届出状況

（昭和51年3月31日現在）

処理施設の種類	施設設置届出書の受理件数	
	昭和50年度	累計
汚でいの脱水施設	21	94
汚でいの乾燥施設	2	5
汚でいの焼却施設	2	5
廢油の油水分離施設	0	33
廢油の焼却施設	4	12
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	66
廃プラスチック類の焼却施設	6	24
有害物質を含む汚でいのコンクリート固化型化施設	0	1
汚でい・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	9
合 計	36	249

第4 産業廃棄物処理業の許可

産業廃棄物に係る処理業の許可に当たっては、処理業者に対する適切な指導と円滑な事務の遂行を期するため、府独自の予備審査制度による積極的な事前指導を行うこととしている。昭和50年度において、それらの基準に適合するものとして許可をした処理業者数は264業者で、その処理業の種類は、収集及び運搬244件、中間処理業14件、埋立処分業6件である。

第3節 一般廃棄物処理対策

第1 一般廃棄物処理施設の整備に対する助成

1 一般廃棄物処理施設の整備状況

昭和50年度末における一般廃棄物処理施設の整備状況は表3-9-4のとおり、ごみ処理施設については17市町9組合で処理能力は合計11,870トン／日、粗大ごみ処理施設については7市5組合で処理能力は合計865トン／5時間、し尿処理施設については18市町7組合で処理能力は合計4,757kl／日となっている。

2 施設整備に対する助成

一般廃棄物の適正処理を推進し、地域の生活環境の保全を図るために、市町村が行う廃棄物処理施設の新、増設及び施設の改造事業に対し、し尿処理施設については昭和33年度、ごみ処理施設については昭和37年度、粗大ごみ処理施設については昭和46年度以降それぞれ財政援助を行ってきており、昭和50年度には茨木市ほか延15市町組合に対し、2億2,890万円を交付した。その対象施設は、ごみ処理施設3施設、粗大ごみ処理施設1施設、し尿処理施設延10施設及び最終処分地2施設となっている。

第2 公害防止設備の整備に対する助成

市町村が処理する一般廃棄物（ごみ及びし尿）の処理施設の焼却炉については、府公害防止条例に基づき公害防止設備（洗浄集じん装置）の設置が義務付けられている。この整備促進を図るため、昭和50年度においては熊取町ほか2市組合に対し、洗浄集じん装置設置補助金3億9,818万円を交付した。その対象施設は、ごみ処理施設4施設、し尿処理施設1施設であった。

また、昭和49年度からはそれらの公害防止設備の設置に係る地方債の利子支払額に対しても助成を行うこととし、昭和50年度においては箕面市ほか16市町組合に対しご

み処理施設24施設について1億6,302万円を交付した。

第3 一般廃棄物処理施設に関する調査研究

現在、廃棄物処理対策上特に問題となっている次の3事項について調査研究を実施した。

- (1) 大阪府における望ましい一般廃棄物処理システムの基本的方向に関する研究
- (2) ごみ焼却場における排水、スラッジ処理に関する研究
- (3) 有害汚でい等のコンクリート固型技術並びに基本設計に関する研究

表3-9-4 一般廃棄物処理施設の整備状況

(1) し尿処理施設整備状況

(昭和50年度末現在)

市町(組合)名	規模(kℓ/日)	処理方式	
		一次	二次
堺市	560	消化	活性
岸和田市	150	消化	"
豊中市	100	"	"
吹田市	180	化酸	"
高槻市	144	酸	散
貝塚市	120	消化	活性
枚方市	347	消酸	"
茨木市	150	化酸	"
八尾市	265	"	"
寝屋川市	290	消酸	"
河内長野市	100	酸	"
門真市	177	消	"
泉州南野市	50	"	"
交野市	30	"	"
島本町	34	化酸	"
忠岡町	30	酸	"
熊取町	30	"	"
岬町	50	消酸	"
東大阪市・大東市清掃センター	710	"	"
豊中市・伊丹市清掃施設組合	150	消	"
守口市・四条畷市清掃施設組合	200	"	"
柏原市・羽曳野市・藤井寺市清掃施設組合	300	消酸	"
富田林市外5カ町村環境衛生施設組合	200	酸	"
泉北環境整備施設組合	270	消酸	"
泉佐野市・田尻町清掃施設組合	120	消	"
合計	4,757		

(注) 1 処理方式の区分は次による。

一次 消……消化処理 化……化学処理 酸……酸化塔処理	散 散布ろ床処理
二次 消 酸	活 活性汚でい処理

2 大阪市及び池田市については公共下水道で処理されている。

(2) ごみ処理施設整備状況

(昭和50年度末現在)

市町(組合)名	処理能力 (トン/日)	処理方式
大坂市	3,750	連
堺市	810	固連
池田市	120	半
吹田市	480	連
高槻市	450	固連
守口市	300	連
枚方市	450	固連
茨木市	300	連
寝屋川市	210	固連
松原市	100	"
箕面市	180	"
門真市	210	"
摂津市	180	"
島本町	30	半
忠岡町	30	連
熊取町	40	半
岬町	15	"
豊中市・伊丹市清掃施設組合	975	連
四条畷市・交野市清掃施設組合	180	"
東大阪都市清掃施設組合	1,050	半連
柏原市・羽曳野市・藤井寺市清掃施設組合	450	固連
南河内清掃施設組合	300	"
泉北環境整備施設組合	450	"
岸和田市・貝塚市清掃施設組合	450	"
泉佐野市・田尻町清掃施設組合	180	"
泉南清掃事務組合	180	"
合計	11,870	

(注) 処理方式の略号は次の区分による。

連……連続燃焼式機械炉、 固……バッチ式固定炉

半……バッチ式半機械炉

(3) 粗大ごみ処理施設整備状況

(昭和50年度末現在)

市町(組合)名	規模 (トン / 5h)	処理方式
大阪市	120	圧縮
池田市	30	破碎
吹田市	50	"
守口市	35	"
八尾市	100	併用
寝屋川市	50	"
箕面市	50	"
豊中市・伊丹市清掃施設組合	50	圧縮
南河内清掃施設組合	50	破碎
泉佐野市・田尻町清掃施設組合	100	併用
東大阪都市清掃施設組合	150	"
柏原市・羽曳野市・藤井寺市清掃施設組合	30	圧縮

(注) 処理方式のうち併用とは圧縮と破碎を兼ねたもの若しくは不燃物、可燃物を併せて処理できるものをいう。

第10章 自然環境保全対策

第1節 自然環境の現況

大阪の市街地は、人口と産業の集中により急速に拡大し、市街化の波は平野部のみならず大阪を囲む北摂連山、金剛生駒及び和泉葛城の山麓にまで及びつつある。

この結果、昭和40年から昭和49年までの10年間に府域の耕地面積は約13,800ヘクタール、林野面積は4,500ヘクタール減少している。

このような開発は、府域の緑を減少させたばかりでなく、そこに生息する野生動物にも少なからぬ影響を与えており。野鳥についてみると、府域でみられるのは約270種類であるが、その生息分布は府下を25ブロックに分け、比較的野鳥が多く生息すると思われる36カ所の調査地点で野鳥の数を実測した結果、最多地点は堺市中百舌鳥であり、逆に最も少なかった地点は能勢町の妙見奥の院である。

府下における環境保全区域、鳥獣保護区等の禁猟区の昭和50年度末の状況は表3-10-1及び表3-10-2のとおりである。

表3-10-1 府下の環境保全区域

(昭和51年3月31日現在)

近郊緑地保全区域	風致地区	鳥獣保護区	国定公園	保安林
33,532 ha	3,292 ha	8,584 ha	11,708 ha	9,346 ha

(注) 近郊緑地保全区域等の面積には、相互にそれぞれ面積の重複がある。

表3-10-2 鳥獣保護区等の設定状況

(昭和51年3月31日現在)

地区数等 区分	地区数	面 積
鳥獣保護区	国 設 2 府 設 11	国 設 835 ha 府 設 7,749
休 猎 区	4	3,351
禁 猟 禁止区域	27	9,681